

総務文教委員会記録

令和4年6月23日（木）

9時59分～15時15分

全員協議会室

- 【委員】 永見委員長、三浦副委員長、
肥後委員、大谷委員、芦谷委員、佐々木委員、西田委員
- 【議長団】 笹田議長
- 【委員外】 小川議員、上野議員、岡本議員、牛尾議員
- 【総務文教委員会 所管管理職】 砂川副市长
（総務課） 坂田総務部長、佐々木総務課長、佐々木防災安全課長、山根人事課長、
湯浅行財政改革推進課長、戸田契約管理課長
（地域政策部） 邊地域政策部長、岸本政策企画課長、永田まちづくり社会教育課長
（教育委員会） 岡田教育長、森脇教育部長、草刈教育総務課長、山口学校教育課長、
田中文化スポーツ課長
（選挙管理委員会） 木原選挙管理委員会事務局長
（金城支所） 邊金城支所長、岩崎防災自治課長（金城分室長）
（消防本部） 琴野消防長、大橋警防課長
- 【事務局】 下間次長、松井書記

【議題】

1 陳情審査

- (1) 陳情第31号 旧久佐小学校のグラウンド整備に関する陳情について **【賛成全員 採択】**
- (2) 陳情第33号 児童・生徒のマスク着用に関する陳情について **【賛成なし 不採択】**
- (3) 陳情第34号 浜田市の公共施設再配置について、総量での進捗管理と推移の発表を求
める陳情について **【賛成全員 採択】**
- (4) 陳情第35号 浜田市の公共施設について維持管理費・更新等に係る経費の推移の公表
を求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- (5) 陳情第36号 パブリックコメントの結果の公表について改善を求める陳情について
【賛成全員 採択】
- (6) 陳情第37号 パブリックコメントの意見について、必要のない編集をせずに利用、公
表されることを求める陳情について **【賛成全員 採択】**
- (7) 陳情第38号 改正された浜田市庁舎管理規則の録音禁止について改正の検討を求める
陳情について **【賛成多数 採択（附帯意見あり）】**
- (8) 陳情第39号 浜田市は、文書主義であり、条例によれば記録・文書を作らなければ違
反であるという陳情について **【賛成多数 採択】**
- (9) 陳情第40号 憲法違反の可能性もあるような録音禁止規定の陳情について
【賛成多数 採択（附帯意見あり）】
- (10) 陳情第41号 長沢サブセンターの陳情について **【賛成全員 採択】**
- (11) 陳情第42号 飲酒同乗運転があったかないかという陳情について **【賛成少数 不採択】**

- 2 議案第41号 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営
に関する条例等の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**

（裏面あり）

- 3 議案第46号 財産の取得について（高規格救急自動車） **【全会一致 可決】**
- 4 議案第47号 財産の取得について（小型動力ポンプ付軽積載車） **【全会一致 可決】**
- 5 執行部報告事項
- (1) 令和4年度浜田市総合防災訓練の結果報告について **【防災安全課】**
 - (2) ケーブルテレビ回線の光化に伴う宅内工事の実施について **【政策企画課】**
 - (3) 浜田市公式ウェブサイトのリニューアルについて **【政策企画課】**
 - (4) 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画について **【まちづくり社会教育課】**
 - (5) 第3次浜田市子供読書活動推進計画の策定について **【教育総務課】**
 - (6) 令和3年度市内中学校卒業生（令和4年3月卒業）の進学状況について **【学校教育課】**
 - (7) その他
 - ・係争中の訴訟事件について
- 6 所管事務調査について
- (1) 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画に係る「陶芸の里」の検討状況について **【まちづくり社会教育課】**
 - (2) 三浦龍司選手と浜田市との関わりについて **【文化スポーツ課】**
 - (3) 市外高校への進学状況について **【学校教育課】**
 - (4) 金城中学校のスキー事故に係る経過について **【学校教育課】**
 - (5) HAMADA教育魅力化コンソーシアム事業の現状について **【学校教育課】**
 - (6) 学校における部活動の今後の方針について **【学校教育課】**
- 7 その他
- 8 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について **【Vol.65 5月号】**（委員間で協議）

【議事の経過】

[9 時 59 分 開議]

永見委員長

ただいまから総務文教委員会を開会する。出席委員は7名で、定足数に達している。

1. 陳情審査

(1) 陳情第31号 旧久佐小学校のグラウンド整備に関する陳情について

永見委員長

執行部に確認しておきたいことがあるか。

佐々木委員

この件について市に同様の要望が出ているか、出ているならそれに対する考え方はどうか。

金城防災自治課長

市にも同様の内容で陳情書が提出されている。旧久佐小学校は平成17年度末で閉校し、教育部所管の普通財産となっている。平成18年6月に自治会公民館長と、グラウンドの管理や施設の貸し出し等について協議し、草刈りと除草剤散布は地域で行うこととし、除草剤は市から支給する形で協議が調っている。今回陳情にある整備について確認したところ、水はけが悪いためどうすればよいかという相談を受けた。普通財産ということで、市で改めて整備するのは困難だが、地区まちづくり推進委員会へ交付されるまちづくり総合交付金や課題解決特別事業を活用した整備も可能といった回答をしている。当課としても相談に乗っていく考えである。

佐々木委員

普通財産なのですぐには対応できず、まちづくり交付金などで対応したいとのことだったが、どのくらいの事業規模を想定しているか。

金城防災自治課長

水はけが悪い件について、地元ではかなり大きな金額を想定されていたようだが、課題解決特別事業の上限が50万円で、地元で事業内容を説明しているので、どのような整備計画を出されるか相談に乗って事業採択になるような方向にしたい。

佐々木委員

陳情者としてはよりよいものを望んでおられるようだが、今後話し合いがつくような金額で事業を進めたいという考え方か。

金城防災自治課長

そのような方向で相談に乗っていきたい。

芦谷委員

陳情書本文の下から3行目にあるまちづくり委員会というのは久佐地区まちづくり振興会のことか。

金城防災自治課長

この地区はまちづくり委員会が発足するときに自治会と合体して設立されているため、久佐地区まちづくり振興会という名前になっている。

芦谷委員

地区の合意づくりや体制をお聞きするが、4団体あって、そのほかの団体への呼びかけや賛同、例えば地区社会福祉協議会はどうか。

金城防災自治課長

手元に資料がないが、まちづくり振興会に各種団体、地区社協等も入っていると認識している。

肥後委員

前回の委員会で、グラウンドの整備をどこまでやるのかと委員が質問して、地元で500万円程度の予算と聞いたが、これは間違いはないか。

金城防災自治課長

私どもが確認したときには150万円だった。500万円とは恐らく旧グラウンド全体をすき取りして再度整備し直すといったところだと思うが、部分的なところで150万円ではないか。しかし、課題解決特別事業は50万円の上限があるので、手法についてはこちらも相談に乗ろうと思っている。

肥後委員	もともと植えてあった芝生を剥がした理由は何か。管理に多額の費用がかかるからか。
金城防災自治課長	以前は芝生を全面に張ったグラウンドだったが、将来的に芝生の維持管理が大変になるだろうし、その時期に、旧久佐小学校の隣にくざの里という介護施設があるが、同時期に話があった。どこがやったかは不明だがそのときに芝生を撤去し、真砂土を入れて整備したと聞いている。平成28年度である。
肥後委員	撤去する前に地域の団体や地域の方と芝生の維持管理について相談などはしなかったか。
金城防災自治課長	当時の資料まで確認してないが、くざの里を誘致する関係で、介護関係なので市民福祉課が当時担当していた。恐らくそのときに話が出て、当時の市民福祉課長に聞いたところ、そういう話を確認しているの、地元から何らかの声が出たものと思っている。
永見委員長	ほかにあるか。 (「なし」という声あり)

(2) 陳情第33号 児童・生徒のマスク着用に関する陳情について

永見委員長	執行部に確認しておきたいことがあるか。
三浦副委員長	今は、児童、生徒のマスク着用に関してはどのような基準でアナウンスしているのか。
学校教育課長	まず、コロナが始まってから基本的に文部科学省が提示する学校の保健衛生マニュアルに沿って対応している。国のコロナの対処方針が5月に明文化され、今後は距離を取れば活動についてマスクは外してよいという方針が出た。ただ、文部科学省なり学校の対応として、以前からこの対応は取っており、新しい対応は出ていない。ただ、国からは5月24日付で改めて明文化したものを、対処方針に基づいて通知があり、教育委員会としてすぐに学校に周知している。併せて、6月10日付で県から熱中症に対する対応も含めてマスクの取り扱いを再周知ということで、それも学校にすぐ周知した。学校としても国からの通知は学校だよりやチラシなどで各保護者への周知を図っている。基本的にコロナ開始後からは、距離を取る、密にならない、特に部活や体育の授業については以前からマスクを外して活動するようにしているので、この陳情にあるように全くしていないというわけではなく、以前からきちんと対応している。特に、先週金曜日くらいから30度近い気温になっているが、今はエアコンを使用し、感染対策を取りながら学校運営に努めている。
三浦副委員長	マスク着用ができない人たちに配慮するようなメッセージは市から出しているか。自治体によってはそういったケースもあるので、配慮を促すメッセージをホームページに載せている自治体があるが、浜田市はどうか。
学校教育課長	当然、人権に配慮した対応は以前から周知している。ただ、これを明文化してホームページに載せるかは確認を取っていない。学校ではできる限りの感染対策を取ることでは対応できない部分はあるが、周知はしている。
芦谷委員	例えば校門や玄関に先生が立っており、マスクをしていない児童や園

<p>学校教育課長 芦谷委員 学校教育課長</p>	<p>児を登園させないといった事例が国内であったと聞いているが、浜田の場合、そのようなことはないのか。</p>
	<p>浜田市立の小中学校については、ないと認識している。</p>
	<p>「大切なあなたへ」という冊子についての教育委員会の評価を伺う。</p>
	<p>この団体は岩国市のNPOだと思われる。我々は正式なものを見ていないが、コロナが始まっていろいろな団体からマスクに関する要望や回答を求められたケースがあるが、学校としては国が示す専門分科会などの意見を踏まえた対応をしているので、この団体が何に基づいてこういった冊子をつくっているかは拝見してないので、科学的根拠があるなら配付する検討には値するが、今のところは、国の方針に従って現場は対応する考えである。</p>
<p>芦谷委員</p>	<p>保護者等からマスク着用の強制や同調圧力に対する苦情や苦言があったか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>実際ある。特に5月の報道などを踏まえ、暑くなってきたのでマスクを外してほしいという要望は学校に届いている。学校としても外せるときは外すよう指導しているが、授業内は極力つけていただくよう保護者に協力を求めている。</p>
<p>芦谷委員</p>	<p>保護者からの声などがあり、マスク着用についてどの程度まで踏み込んで保護者等に対応するのか、何か所見があれば伺う。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>保護者の思いとこの陳情には通じるところが結構あると思う。コロナが少し終息した部分があり、暑い中マスクがしんどいということで、実際、登校中の児童の半分くらいはマスクをしていない。地域全体で見守り活動をしていただき非常にありがたいが、見守りの人が密になって一緒に歩く場合は子供たちはマスク着用を守っている。地域全体で距離を取るときはマスクを外すように子供たちを見守ってもらえる空気感ができればよいと思っている。</p>
<p>永見委員長</p>	<p>ほかにあるか。</p>
	<p>(「なし」という声あり)</p>

(3) 陳情第34号 浜田市の公共施設再配置について、総量での進捗管理と推移の発表を求める陳情について

<p>永見委員長 肥後委員</p>	<p>執行部に確認しておきたいことがあるか。</p>
	<p>浜田市の公共施設再配置計画の数値目標について、平成28年から40年かけて統廃合、新規取得等も含めて箱物の総量を28万平米にする必要があるという認識だが正しいか。</p>
<p>行財政改革推進課長 肥後委員</p>	<p>これは40年間の計画の中で目標として持っている数値である。</p>
	<p>平成27年計画開始時の延床面積の合計と、将来の更新投資額の合計は幾らか。</p>
<p>行財政改革推進課長 肥後委員</p>	<p>確認して後から説明させていただく。</p>
	<p>令和3年10月時点の延床面積の合計と、将来更新投資額の合計は幾らになるか。</p>
<p>行財政改革推進課長 肥後委員</p>	<p>それも確認した後にお答えしたい。</p>
	<p>後になってもよいので教えてほしい。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>陳情の内容だが、タイトルでは総量の進捗管理と推移とのことだが、</p>

	<p>これは恐らく毎年報告されており、最後にあるように年次報告される場合に、その年度の新規整備や取得した施設も含め、総施設面積、市民1人当たりの保有面積といった数値を推移がわかるよう教えてほしいということで、市民1人当たりの数値だけは示されていないが、資料によると一つ一つは既に示されているという認識でよいか。</p>
<p>行財政改革推進課長</p>	<p>おっしゃるとおり原則対応済みである。公共施設再配置計画の進捗についても、これまで年次の報告と平成27年度から令和3年度までの計画で、施設数や総面積、将来延床面積等は報告している。先ほどおっしゃったとおり市民1人当たりについては掲載していないので、それは今後検討する。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>この陳情の願意そのものは既にほぼ報告されているとのことだが、陳情の中身を見ると、次の陳情と重なる部分だと思うが、年間の維持管理費の合計、将来更新投資額の部分を年次ごとに追って示してくれとある。その辺を今後の課題として陳情で意図しているように思うが、どう考えているか。</p>
<p>行財政改革推進課長</p>	<p>次の陳情第35号にかかわる部分である。維持管理費について正しく知ることができるようにということだが、この部分は実際に未対応な状態である。適時把握に向けた検討は進めたいが、平成27年3月の公共施設白書作成時においては、当時の維持管理費を公表している。平成25年度から2回にわたり業務委託で実施したが、それ以降は現時点で全庁的に未集約で、維持管理費の重要性は認識している。これまで施設の見直しを行うとき、年間の予算編成時というところだが、事業費の査定時においては対象施設の維持管理費を考慮してそれぞれ予算計上している。今後だが、全施設となるとかなりの施設数となる。低コストで経年実施が可能な調査方法については今後研究が必要と考える。</p>
<p>肥後委員</p>	<p>浜田市第1期公共施設再配置実施計画の進捗状況についてだが、令和3年12月8日の配付された資料である。令和3年10月1日時点の実績報告で、削減面積が約1万9千平米、将来更新投資額の削減額が50億、達成率75.3%と具体的に書いてあり、すばらしい成果だと思うが、総量の部分も後日で結構なので回答いただきたい。</p>
<p>行財政改革推進課長 三浦副委員長</p>	<p>総量の部分は改めて確認させていただきたい。 総量で出していないのか。あくまで当時の計画に上がっているものを対象にして進捗管理しているのか。もう一度お願いしたい。</p>
<p>行財政改革推進課長</p>	<p>新規取得や新たに整備したものについても面積換算はしている。このたび削減面積といった部分については計画上で、その期間内における削減目標とそれに対する進捗といった視点である。面積としては全体を把握しているし、進捗状況は計画に対して実績がどうだったか、年次ごとの目標に対してどうだったかで管理しているので、計画と実績、面積については総量という形で、視点の違いはある。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>陳情の中で6歩進んで5歩下がるといった指摘もある。資料を見ると、確かに令和3年上期分でいくとトータル40万平米のうち2,699平米の削減と、確かにわずかしこ減ってない。途中いろいろ市の方針や会計の変更など、やむを得ない状況で、新たにできていないのに増えたというような状況もある。状況の変化やいきさつの認識があれば教えてほしい。</p>

行財政改革推進課長	当市の計画だが、それはあくまでも統廃合や廃止といった施設の計画として定めたものである。例えば増えたもの、新規整備したもので主だったもの、例えば千平米以上増えたものでいえば山陰浜田港公設市場、元浜田警察署で現在の北分庁舎は新規取得して庁舎として使う判断で取得した。市木のふれあい広場も新規整備した。旭小学校の関係で新規整備したものの、特別会計から一般会計に移して管理するようにしたものとしては国民宿舎千畳苑といった施設があり、これらは過程の中で取得したり会計間移動など、管理の基準上で新たに管理し始めたところが実際に増えた要因となっている。
芦谷委員	公共施設再配置についても市民の委員が参加した行革の委員会でやっている。なかなか踏み込んで陳情になるような形で内容まで掌握するのが難しい案件だと思う。問題は、市民が参加して検討して、この陳情にあるような関係者や利用者まで踏み込んだ議論があるのか。
行財政改革推進課長	この報告の際には委員から意見をいただくので、資料を事前配付したり内容についても事前に疑問点などを承っており、委員会の中で回答している。委員の思いは伺う場があると思う。
芦谷委員	この陳情にあるように、関係者、利用者を含めて説明して情報公開をして、願わくば執行部は自分たちがやってきた行革の歩みが、公共施設再配置がどうなのか振り返りをせよということだと思うが、この陳情に対する見解や評価があれば願います。
行財政改革推進課長	現状は第2期実施計画の期間に入っているが、これまでの報告を踏襲する中で年次の進捗状況、数値的な評価はしているので、それは引き続き行う考えである。
永見委員長	改めてだが、採決するための判断材料として執行部に確認する質疑なので、それを踏まえて質問をお願いする。意見は控えていただきたい。ほかに質疑はないか。 (「なし」という声あり)

(4) 陳情第35号 浜田市の公共施設について維持管理費・更新等に係る経費の推移の公表を求める陳情について

永見委員長	執行部に確認しておきたいことがあるか。
大谷委員	経費の推移の公表ということだが、このデータは出ていないのか。
行財政改革推進課長	維持管理費の推移は現在取りまとめていない。
大谷委員	取りまとめていないので公表できないという理解でよいか。
行財政改革推進課長	結果的にそのようになる。
大谷委員	やろうとすれば取りまとめることは可能で、実施できるのか。その場合の問題点があれば示してほしい。
行財政改革推進課長	施設ごとに委託だったり直営だったりする。委託の場合はその内容については委託先の判断で経費の内訳が必要となると思う。なかなか同一の基準で管理するのは現状としては難しいと考えている。ただ、予算上の額がどれだけかかっているかは確認できるが、内訳を詳細に把握することは難しいと考えている。また、施設数が多いことも一つの要因である。前回公共施設白書を作成したときは2か年で実施しているが、500万円ずつの委託費をかけて内容を精査した。同様のものを作成しようとする

	るとそのような対応も必要ではないかと考える。
大谷委員	そのような対応とは何か。
行財政改革推進課長	平成26年度に行った業務委託と同じ手法ということである。
大谷委員	平成26年度の手法とは何か。
行財政改革推進課長	施設ごとに、面積や実際にかかっている費目を、施設カルテというか、詳細なものを積み上げる作業を行った。
大谷委員	委託費用が適切だったかを判断するためには、先ほどの例のように内容の報告を受けて検証していく必要性もあるという認識でよろしいか。
行財政改革推進課長	詳細にするにはそういった手法が必要ではないかと考える。
大谷委員	であるなら、施設先が多いということで、全てはできないにしても、個別なところについては点検するのは可能だという認識でよろしいか。
行財政改革推進課長	できるだけ低コストで実施可能な範囲、実施方法等について研究していきたい。
佐々木委員	直近の維持管理費を求めるような改定が令和4年2月に示され、その中では直近は出していないとのことだが、もともと国が今回改定で求めたのは、直近の維持管理費、直近の更新時の経費を新たに求めてきたという認識でよいか。
行財政改革推進課長	おっしゃるとおりと思っている。
佐々木委員	ところが維持管理費については調査に500万円くらいかかるため、毎年直近のデータを出すのは難しいし、更新時の経費についても毎年出すのは経費がかかる難しい問題ということか。
行財政改革推進課長	そのあたりは基準を設けるなどの方法もあろうかと思うが、実際には更新費用はその時々単価で変わってくる。今の再配置実施計画で計画上の費用での管理をしているので、そこでの差異が出る可能性も考えられる。できるだけ公表については手法や内容も検討したい。
佐々木委員	維持管理費も変化していくのだろうが、平成25、26年当時に試算された更新経費とかなり変わっていくことが想定されるのか。
行財政改革推進課長	実際には状況が変わるため、変わっていくのではないかと推察する。
西田委員	国が求めているからそれに見合うだけの調査をしたとか、できるだけ予算をかけずに調査するとか、すごく消極的である。浜田市が管理している公共施設はどのくらいの維持管理費がかかるか、あるいは新たに整備するとき更新等にどのくらいかかるか、それは当然把握しておくべきだし、一般企業に置きかえて考えると、経費や償却などは当然考えてマネジメントをきちんとやる。お金をかけてでも維持管理費を毎年把握しておくべきで、公表できる範囲しか公表できないと思うが、最低限浜田市は公共施設の維持管理にかかる経費は全部把握するのが当たり前だと思うがどうか。
行財政改革推進課長	おっしゃるとおりだと思う。できるだけ管理ができる方法を内部的にも検討しておく必要があると思うし、管理すること自体は重要なことだと認識しているので、引き続き検討したい。
永見委員長	ほかに質疑はあるか。
	(「なし」という声あり)

(5) 陳情第36号 パブリックコメントの結果の公表について改善を求める陳情について

永見委員長
肥後委員

執行部に確認しておきたいことがあるか。

陳情の途中で何度も「議会軽視」と書いてある。担当課の職員もそれがネックになって公表するタイミングが遅くなったということだと思うが、それなら我々議員全員にタブレットが支給されているので、そちらで配信して、プレス報道すればよいのではと思うが、そのように変えられないのか。

総務課長

今回の教育委員会の事例でいうと、教育委員会での最終決定と議会への報告の間にタイム差があったので、その間を保留したと理解している。常任委員会等で報告する前に公表することがどうなのかということで執行部が配慮してきた面はあるが、先ほど提案のあった手法に議会側から了解をいただけるなら、そういう運用もありかなと思う。

大谷委員

つまり、内容によって速やかに公表できない部分はあるかもしれないが、お互いの合意形成の中ではあるという認識でよいか。

総務課長

議会ときちんと意思疎通を図った上で公表するのが今までの市のルールであるという前提から、そういう順番でやってきたと思っているので、先ほどご提案のあったタブレットで共有するという運用が可能であるなら、今までのルールに違えることはないと思う。

三浦副委員長

以前、パブリックコメントについて、担当課によってルールが違うのではないかと、統一のルールのもとに取り扱うべきではないかと指摘したことがある。その後、パブリックコメントのルールについて再考したり検討したか。

総務課長

3月定例会議で議員からご指摘があった。我々としては、漏れがないかといったご指摘だと思ったため、公表すべき事案として、特によくあるのが計画の策定等なので、計画の策定については全庁的に照会をかけて拾い上げ、今後期限が来て新たな計画を策定する場合には、この計画は必ずやってくれという周知を改めて図り、漏れがないようにということで整理している。

永見委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(6) 陳情第37号 パブリックコメントの意見について、必要のない編集をせずに利用、公表されることを求める陳情について

永見委員長
肥後委員

執行部に確認しておきたいことがあるか。

配付資料では、コメントの内容が3分の1ほど削減されているが、明確な判断基準があるのか。

教育総務課長

趣旨を逸脱せず、ルールに基づいて公表することだが、意見の概要の部分は意見を出された方の趣旨を逸脱しない限りのところにおいて、長文だと逆に意見の部分がわかりにくいし、同じような質問があれば一つにまとめることもある。今回でいうと概要として意見を要約させていただき、提出者の意見という形にまとめた。その後、陳情者から、趣旨が伝わらない、全部必要だといった意見をいただいているが、そのときにもルールに基づいてあくまで概要を公表させていただいたと説明した。この内容で教育委員会としては意見の趣旨は違えてないと認識しているが、全部が載っていないと何度も繰り返す中で、そういう意見もあった

- ことを踏まえ、その後に意見全文もリンクを張ってアップした。教育委員会が編集した内容が誤りだとは思っていないが、補足資料としてそのような対応をした経緯がある。
- 肥後委員 紙ではなく、ホームページで公開するのであれば文字数が多くても問題はないと認識する。それはさておき、削除されたところを読むと、かなり大事な部分が入っているように思う。特に、スケート場の年間400万円以上の光熱費が圧縮できるというメーカーの試算もあるとか。これは陳情者の提案の意見なので、これを削除したら文章としては意味が変わってくるのではないかと思うが、どのようにお考えか。
- 教育総務課長 陳情者には従前から何度も、教育振興計画に限らず、スケート場の関係で担当課から話をさせていただいている内容だが、スケート場は必要だという意見の趣旨を逸脱したものではないと考えている。
- それと、今回の市の考えにも記載しているが、ここを最終的にどうするかは決定していないので、今後も改めて検討状況をお示しする機会を設けたいという形で、この計画ではなく別の機会で、そのような部分を含めて説明する機会などでその辺を明らかにすると回答している。それを踏まえて意見を要約させていただいた。削除した部分については当然いろいろな考えがあるので、そこも協議の結果、全文を別途載せるという形で今回は対応させていただいた。
- 佐々木委員 編集してあることによって陳情に至ったようなので、趣旨が表されていないということだと思う。もともとパブリックコメントの意見のあり方は、編集ありきというのが全体の考え方なのか。
- 総務課長 要綱には、パブリックコメントのルールとしては、提出された意見の概要を公表するとなっているので、要約も認めている。ただし、要約する場合には趣旨を逸脱しないことが大前提である。
- 佐々木委員 趣旨を逸脱しないなら要約もできるとのことだが、趣旨は意見を出された方でないとわからないし、要約しても自分の思いが伝わるようになっているかは本人でないとわからないと思うので、そのあたりの確認、やりとりはできているのか。
- 総務課長 どういった意見であるかをきちんと踏まえた上で、浜田市の考えを回答する必要があるので、担当課が趣旨を確認する作業は当然必要だと思っている。
- 教育長 今回のパブリックコメントについては要綱に沿って概要を載せるということで、教育委員会としてはいただいたパブリックコメントの内容を受けて趣旨を逸脱しない範囲でまとめて概要として出したと考えていた。ただ、出された方からそれでは伝わらないという意見もいただいた。我々は概要をまとめる上で趣旨は変わってないと思ったが、本人が変わっているということなら受けとめが違うので、そうした互いの誤解をなくすためには全文を載せることは今後考えていかないといけないと思う。いろいろなやりとりがあって、最終的に原文をそのまま載せ直すことにしたので、今後の取り扱いについては、我々も要約する作業に負荷がかかっているので、こうした趣旨を受けとめて考えていく必要はあると思っている。
- 佐々木委員 教育長のお話のとおりだと思う。要約する方が大変だろうと思うし、

特にこうした長い文については上手にまとめることが至難のわざだと思う。出された方もそのまま載せてもらうのが本来の意図だと思うので、そのような方向で、今後パブリックコメント全体のあり方についても検討いただければと思う。

芦谷委員

パブリックコメントを出された当事者と市の関係だが、一旦公表されると第三者がいる。市の説明責任や公開の原則からいって、パブリックコメントの思いを逸脱しない範囲で概略を整理し、第三者が見てもわかりやすいように、市の広報、公開なので、パブリックコメントの趣旨を越えない範囲であるならある程度簡略化してもよいと私は思った。

肥後委員

4人から17件のパブリックコメントがあり、文章を削減されたのが1人で、それはまずいのではないか。ほかの方も同じ規準があるなら、同じように文言が削られたりすると思うが、そこに問題がなかったのか。

教育総務課長

他の方についても、文章が長い短いとか、内容などがあるが、編集していないことはないと思う。この方だけを編集したということではない。

永見委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

ではこの件は終了する。ここで暫時休憩する。

[11時 10分 休憩]

[11時 19分 再開]

(7) 陳情第38号 改正された浜田市庁舎管理規則の録音禁止について改正の検討を求める陳情について

永見委員長

執行部に確認しておきたいことがあるか。

肥後委員

メモで事足りると職員が言われたというのも問題だと思うが、もともとは浜田市役所内での録音は、一言あって許可が取れば可能だったと思うがどうか。

行財政改革推進課長

9月1日に庁舎管理規則を改正し、それまで許可行為としていた録音、撮影等の行為について禁止行為とし、運用している。なぜ改正したかについて、一つの例としてSNS等に公開されて拡散されること、編集されて意図しない内容で拡散されること、一度拡散されたものは取り消せないこともあること、職員の精神的負担を軽減することも一つである。庁舎での円滑な業務遂行を考えており、改正して運用している。メモで事足りるというところだが、それも一つの方法であり、場合によっては録音を認めることも別途決裁して処理を行っていることもある。内容については、障がい者などについては配慮を行っているし、状況に応じた対応ということで当時から運用している。

肥後委員

医療センターにはこの陳情にあるようなことがいたるところに貼ってある。内容は、センター内で録音、撮影等を禁止する、SNSに公開することも禁止する。ただし、どうしても録音、録画をお願いしたい場合は申し出てくれと書いてある。浜田市役所内もそのような対応でよかったのではないかと思うが、このような陳情が出ることにつながったことについて、再度お聞きしたい。

行財政改革推進課長

例えば編集して、ある部分とある部分をつないで途中を削除すると、

意図して伝えようとしていたことがそのとおりに伝わらないリスクもある。SNS等に公開される可能性を踏まえて運用を変えたのご理解いただきたい。

肥後委員

それを言われると、パブリックコメントの削減部分ともつながる。意図や趣旨が全く変わってしまうと思うがどうか。

行財政改革推進課長

庁舎管理規則は地方自治法で財産を管理する権利が定められており、庁舎管理権の範囲内で庁舎管理者が行うことができる。管理者が行う権利の範囲内で判断し、改正した。

肥後委員

6月1日か2日にホームページに載せたと聞いた。改正内容が、官公署や市の委託を受けた事業者が必要と思われた場合は録音や撮影を認めるという項目が入ったとのことだが、市民に対しては同じように申し出があっても許可がおりないのか。区別する必要はあるのか。SNSに公開すること、データの流出に関しては、たとえ官公庁の人でも個人なので、そこから先に行ったデータに鎖をつけることはできないと思う。

行財政改革推進課長

6月1日付で浜田市庁舎管理規則第7条第14項に規定する別に定めるものを定める要綱を定めた。これは、規則でまず録音禁止を定め、別に定めるものについては録音してもよいという内容で、これまでは各課で起案決裁処理を行っており、13件あったが、個別に事案が生じるごとに処理を行う必要があり、それでは事務軽減につながらないので、これまでに起案された内容等も踏まえながら、またこれからも想定される内容を検討する中で、要綱として事案をまとめて項目別に定めたのがこの要綱を制定した理由である。これについては、6月2日に要綱を定めたことをホームページにも公開した。その中には具体的な事例として、6事例ほど掲載した。先ほど13件と言ったそのうち6件で、残りは昨年度で事象が終わっているもの、直接市民に影響がなかったものとして省いた。業者等が録音した後にSNS等に公開する可能性があるということについては、録音して持ち帰った後にどのような取り扱いをするかはそれぞれだと思うが、基本的には官公庁であれば守秘義務もあるし、内容によって扱っていただくことになると思う。記録のために録音するということもあるが、それは活動報告として何らかに使うこともあると思うので、そういったところは相手方を信用するしかないと考えている。

永見委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(8) 陳情第39号 浜田市は、文書主義であり、条例によれば記録・文書を作らなければ違反であるという陳情について

永見委員長

執行部に確認しておきたいことがあるか。

三浦副委員長

陳情の中に電話録取のことが触れられているが、この有無について教えてほしい。

総務課長

電話録取は必要なものは取ってあると考えている。様式にも定めがあるので、それを取らなくてよいことにはなっていない。

三浦副委員長

基本的にはやりとり等は文書で残す。ただ軽微なもの等はそれぞれで残す、残さないを判断しているということか。

総務課長

おっしゃるとおりで、3月定例会議にもそのように答弁している。その

三浦副委員長	<p>姿勢に変わりはない。 議員が窓口に行って、例えば事業について伺った場合には、それも必要に応じてメモを取る場合と、軽微だと判断されたら取らないケースもそれぞれあるということか。</p>
総務課長 肥後委員	<p>それぞれ内容等によって判断されるものと理解している。 市役所内は各担当部署に分かれているので、例えば電話や来訪して話があった場合には、メモなり録音なりは、一旦受け付けて次につなげるために大事だと思うが、受け付けた担当者だけで判断して後で大変なことになったりすることはないのか。</p>
総務課長	<p>そのレベルになると個々の判断と言うしかないが、将来に懸念があるようなものは当然残すべきものは残すというスタンスで職員は臨むべきだと思っている。</p>
肥後委員 総務課長	<p>ルールはないのか。 個々のケースごとに判断していくことになるので、必ずこうしなさいといったルールは特に設けていないのが現状である。</p>
肥後委員	<p>自分の一般企業での経験では実際に問題が起きたことがあったので、制度化したほうがよいのではないか。今後も自信を持ってそういう間違いはないと言えるのか。</p>
総務課長	<p>ルール化については、3月定例会議でも申し上げたように課題という認識は持っている。そういった指摘もあったので、文書を作成する必要性については職員を対象に文書事務研修を行い、文書による事務処理をすることが原則だという意識づけをしている。</p>
肥後委員	<p>今回の一般質問でも、防災の無線放送が聞こえない地域があったと住民の方に言われて、それはいつからかと聞いたら、はっきり覚えてないくらい何年も前からだと。要望は何度も出しているのかと尋ねたら、何回も出しているが全く変わらないと聞いたので一般質問で取り上げた。今話を聞くと、市には当然伝わっているはずだと住民は思っているが、全く報告がない。そういうことにつながるのではと思うがどうか。</p>
防災安全課長	<p>議員ご指摘の内容について、正直私は把握していない。住民の話を聞いて都度対応しているつもりなので、後でまた中身を教えていただき、対応を検討させていただきたい。</p>
芦谷委員	<p>文書主義は大きな原則だが、執行権の範囲で完結するものや必要ないものについては必ずしも文書に残す必要はないという判断でよろしいか。</p>
総務課長	<p>一般的には法律等でも「軽微なもの」という文言で規定されているので、意思決定にかかわるような事項は当然残すべきと思う。</p>
永見委員長	<p>ほかにあるか。 (「なし」という声あり)</p>

(9) 陳情第40号 憲法違反の可能性もあるような録音禁止規定の陳情について

永見委員長	<p>執行部に確認しておきたいことがあるか。 (「なし」という声あり)</p>
-------	---

(10) 陳情第41号 長沢サブセンターの陳情について

永見委員長	<p>これについては議題6(1)の所管事務調査に関連しているので、執行部か</p>
-------	---

<p>まちづくり社会教育課長 永見委員長 肥後委員</p>	<p>ら先にその説明をお願いする。 (資料をもとに説明) 委員から質疑等はあるか。 陶芸の里を会派で見に行った。平成元年築で築年数が35年。重量鉄骨造、外壁は防火、防音に優れて軽量なALC、唯一の弱点である止水、防水性についてはウレタンの塗装吹きつけがされているので、外壁に関しては修繕が必要ないくらい立派なものだった。中に入ると事務所と応接室があり、階段が設置してあった。総2階で、ジプトーンという修繕するにしても簡単な素材でつくってあった。地元の話では、盆踊りで雨が降れば2階でできるくらい広く、重量鉄骨造なので中の間仕切りは自由にできるという、なかなか優れた建物だった。改修費4,800万円かかると当時概算で見積りされたとのことだが、私は4,800万円もかからないと思った。根拠があるのか。</p>
<p>まちづくり社会教育課長</p>	<p>見積もりの根拠を改めて確認してみると、当時ほかの施設を改修した金額をそのまま持ってきただけなので、当時担当課において積算する中において土地の評価はある程度基準や考え方に基づいてやっていたと思うが、精査し切れてない不確定な要素の金額が入っているので、今回の検討に併せて再度内容を精査し、同じ考え方で比較検討して資料等を準備したい。</p>
<p>肥後委員</p>	<p>築年数が34、35年経過するのでその辺も市は心配されたのだろうが、私が調べたところ法定耐用年数がネックになったのかと思うが、これは金融機関から融資を受ける際に残りが少ないと借りられないというのは中古の住宅改修でもよくある話で、実際の寿命とは全く違うのでそこはつけ加えておきたいが、どのようにお考えか。</p>
<p>まちづくり社会教育課長 佐々木委員</p>	<p>確かにおっしゃるようなこともあろうかと思うが、35年たってこれから改修も必要になってくるため、総合的に考慮して比較検討していきたい。 精査し切れてなかったという話でスルーされるのもどうなのかと疑問を持った。施設の改装費について今触れられていたが、駐車場やエレベーターなどの設備もつけて2億円という話も出ている。これも精査し切れていないということか。</p>
<p>まちづくり社会教育課長 佐々木委員</p>	<p>そういうところも精査し切れていなかった。エレベーターの設置や浄化槽の改修、トイレは現在男女共用のため間仕切りをしたりといったことも踏まえてそういう形になった。この点では明確な金額が出てなかったので、改めて検討したい。 面積は350平米で、目標である400平米よりも50平米くらい少ない。キヌヤの駐車場で検討も進められているが、この陶芸の里についても精査をしながらテーブルに乗せていくという考え方でよいか確認したい。</p>
<p>まちづくり社会教育課長 芦谷委員</p>	<p>その考えで進めていきたい。 資料に①から⑥までである。下話で検討した程度のもは除いて、この中で真剣に検討されたのは何番か。</p>
<p>まちづくり社会教育課長 芦谷委員</p>	<p>今のところはっきりしているのは、①と②はいろいろな事情から外した。これにははっきりした理由がある。それ以外については改めて検討する。俎上にも上ってないものがここに上がってくる。ここまで漏れるということは、市の情報管理などの理由があるのか。</p>

まちづくり社会教育課長 3月定例会議のときに教育センターでと提案させていただき、場所の位置や確認が少し足りていなかったために再考をと議会からいただいたので、改めてキヌヤや教育センターを考える中で、陶芸の里も、不正確な金額もあり、当初600平米で新しく本センターをつくることを考えていたが、サブセンターとして400平米に規模縮小したので、改めて検討させていただく。

芦谷委員 はっきりしていないことがよくわかった。
永見委員長 ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(11) 陳情第42号 飲酒同乗運転があったかないかという陳情について

永見委員長 執行部に確認しておきたいことがあるか。

肥後委員 本人に連絡や確認を取ることはできないのか。

人事課長

市のスタンスとしては、処分した案件については基本的にそれを公表するかどうかは、浜田市職員の懲戒処分の公平に関する基準についてに沿って行っている。処分の内容は本来は個人情報に当たる部分だが、ルールに沿って厳格に運用しながら一部については公表する。したがって、この基準に該当して公表した案件以外は、事実の部分を含めて回答を控えさせていただいている。

永見委員長 ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

これから陳情11件の採決に移るが、採決の前に自由討議を行うべき案件があるか。

(「なし」という声あり)

採決に入るが、それぞれの案件について継続審査を希望する方は先に発言いただくようお願いする。

○陳情第31号 旧久佐小学校のグラウンド整備に関する陳情について

永見委員長 継続審査を望まれる方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

佐々木委員 続いて、反対の方や付すべき意見等がある方は挙手の上お願いします。

基本的には賛同したいが、今後は金城支所と当事者が相談しながらできる範囲で進めるとのことだったので、その辺を少し付すか、付きなくてもよいが、私はこのような考えである。

永見委員長 ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

採決に入る。本陳情について採択するものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手全員で本陳情は採択するものと決した。

○陳情第33号 児童・生徒のマスク着用に関する陳情について

永見委員長 継続審査を望まれる方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

- 肥後委員 続いて、反対の方や付すべき意見等がある方は挙手の上お願いする。
反対である。市内小学校、中学校、高等学校に通う児童生徒へ一律のマスク着用の推奨、指導、中止を求めるといふ一文がどうしても引っかかる。そこまではできないため反対する。
- 大谷委員 願意が8項目と多い。部分的には思いに寄り添うような一文もあるが、高等学校のことや小冊子配付のこと、議会として対応できない願意が含まれているため採択は難しいと思う。
- 西田委員 私も同様に、願意に理解する部分もあるが、一律のマスク着用推奨、指導、中止、あるいは小冊子の各家庭への配付、手洗い可能な場での消毒用アルコール撤廃など、賛成できない部分もあり不採択である。
- 芦谷委員 趣旨や思いはよくわかるが、これを議会が賛成するのは、中にはよい部分もあるが、とてもかなわない部分もあるので反対する。
- 佐々木委員 結論としては反対である。8項目の中になるほどと思う項目もあるが、基本的にマスクの着用についてはもともと賛否があり、個人や個別の団体の思いを議会として認めて広く賛同することはできないと思う。
- 三浦副委員長 私は反対である。執行部の説明にもあったように一部配慮されて取り組まれている現状があること、また一律にここに書かれていることを強いるのも難しい。国の通達に従って対応すべきと考えるため反対する。
- 永見委員長 採決に入る。本陳情について採択するものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

《 挙手なし 》

挙手なしにより本陳情は採択しないものと決した。

○陳情第34号 浜田市の公共施設再配置について、総量での進捗管理と推移の発表を求める陳情について

- 永見委員長 継続審査を望まれる方は挙手をお願いする。
- 《 挙手なし 》
- 続いて、反対の方や付すべき意見等がある方は挙手の上お願いする。
- 《 挙手なし 》
- 採決に入る。本陳情について採択するものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。
- 《 賛成者挙手 》
- 挙手全員により本陳情は採択するものと決した。

○陳情第35号 浜田市の公共施設について維持管理費・更新等に係る経費の推移の公表を求める陳情について

- 永見委員長 継続審査を望まれる方は挙手をお願いする。
- 《 挙手なし 》
- 続いて、反対の方や付すべき意見等がある方は挙手の上お願いする。
- 《 挙手なし 》
- 採決に入る。本陳情について採択するものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。
- 《 賛成者挙手 》
- 挙手全員により本陳情は採択するものと決した。

○陳情第36号 パブリックコメントの結果の公表について改善を求める陳情について

永見委員長

継続審査を望まれる方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

続いて、反対の方や付すべき意見等がある方は挙手の上お願いします。

《 挙手なし 》

採決に入る。本陳情について採択するものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により本陳情は採択するものと決した。

○陳情第37号 パブリックコメントの意見について、必要のない編集をせずに利用、公表されることを求める陳情について

永見委員長

継続審査を望まれる方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

続いて、反対の方や付すべき意見等がある方は挙手の上お願いします。

《 挙手なし 》

採決に入る。本陳情について採択するものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により本陳情は採択するものと決した。

○陳情第38号 改正された浜田市庁舎管理規則の録音禁止について改正の検討を求める陳情について

永見委員長

継続審査を望まれる方は挙手をお願いします。

《 挙手なし 》

続いて、反対の方や付すべき意見等がある方は挙手の上お願いします。

大谷委員

執行部の説明もあったように、これまでの経緯の中で管理上やむを得ないと判断しておられるし、それを除外する規約等もあるため、現時点でこれはいたし方ないものと思うので反対である。

佐々木委員

担当課もこれまでの経緯を踏まえ、なぜこういうことをしなくてはいけなかったかの説明もあり、それもよく理解できるところだが、基本的に個人の記録、記憶のために録音するのは許可する方向のほうがよいと思うし、基本的には賛成だがそういった条件で意見を付したい。

西田委員

この願意には私も賛成である。庁舎内での執務の執行を妨げない場合や、庁舎内の秩序を乱さない場合、そういったことも書いてあるので基本的には賛成だが、先ほど執行部から説明があったように、録音等において市の意図しない内容で編集されたり拡散されることを除いて。そういった場合は禁止行為に当たると思う。そういったことを付して、この陳情に関しては賛成する。

芦谷委員

執行権や庁舎管理に関することなので、第一義的には執行部にその権限があるものと思っている。したがってこの陳情には反対する。

三浦副委員長

このようなルールをつくらざるを得ない状況があったことは理解する

が、一方で不都合を生じておられる方やケースが出ている可能性はあると思う。利用者と執行部、互いの都合に配慮してよりよい規則になるように引き続き検討していただきたい。この陳情には賛成である。

永見委員長

ほかになければ採決に入る。本陳情について採択するものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により本陳情は採択するものと決した。

(「意見を付す」という声あり)

意見を付すという発言もあったので、どのような意見を付すべきか伺う。

佐々木委員

先ほど3人が意見を述べたが大体趣旨は同じで、やむなく認めるが、個人の記憶や記録の範囲のみに活用していただきたいという意見だと思うので、正副委員長に文言整理してもらい、そういう趣旨でやっていただければと思う。

永見委員長

3人の意見をいただき、文言については正副委員長に一任という意見をいただいたので、精査して意見を付す。その内容についてはまた皆に報告させてもらう。再度確認するが、意見を付すという形で採択としてよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのようにさせていただきます。

○陳情第39号 浜田市は、文書主義であり、条例によれば記録・文書を作らなければ違反であるという陳情について

永見委員長

継続審査を望まれる方は挙手をお願いする。

《 挙手なし 》

続いて、反対の方や付すべき意見等がある方は挙手の上お願いする。

大谷委員

文書化して記録を残すのは望ましいと思うが、全てを残すのは合理的ではないと思う。その点は執行部の説明を妥当と考えるため反対とする。

芦谷委員

専ら執行権に属する権限である。関係法令によって適正に処理されているものであり、改めて陳情に及ぶことはないと思っているため反対である。

三浦副委員長

賛成だが、ルールづくりはしたほうがよいのではと思った。課長から説明があったとおり今は研修もしているとのことなので、引き続きよりわかりやすいルールの中できちんと文書主義のもとに記録されることが望ましいと考えるため賛成する。

永見委員長

ほかになければ採決に入る。本陳情について採択するものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により本陳情は採択するものと決した。

○陳情第40号 憲法違反の可能性もあるような録音禁止規定の陳情について

永見委員長

継続審査を望まれる方は挙手をお願いする。

《 挙手なし 》

- 大谷委員 続いて、反対の方や付すべき意見等がある方は挙手の上お願いします。
先ほどのケースと似ているが、管理上いたし方ないものということで決まっているとのことなので反対と考える。
- 芦谷委員 ここまで対応されてきた案件なので、執行部の判断を良として反対する。
- 西田委員 賛成だが、許可規程がないのは浜田市だけとのことで、執行部の話を聞いていても一定のルールはこれから後必要ではないかと思う。
- 佐々木委員 本人の記憶や記録のための録音はいたし方ないと思うので一応賛成の立場だが、そういった意見をぜひ付していただければと思う。38号と同じ趣旨なので同様の意見を、間違いのないような個人の記憶や記録のための録音で活用する場合のみ。
- 三浦副委員長 私も賛成である。先ほど佐々木委員も言われたように個人で扱う範疇であればよいのではないかという意見も付して賛成である。
- 永見委員長 採決に入る。本陳情について採択するものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により本陳情は採択するものと決した。なお、先ほど意見があったように、個人の記憶や記録に活用する場合であればという形の意見を付したい。よろしいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのような形にさせていただく。

○陳情第41号 長沢サブセンターの陳情について

- 永見委員長 継続審査を望まれる方は挙手をお願いします。
- 芦谷委員 《 挙手なし 》
続いて、反対の方や付すべき意見等がある方は挙手の上お願いします。
陳情の概略はわかったが、願意のつかみどころがない。下のほうの論述は、こういうことがあったということなので、陳情の中身を満足しておらず反対する。
- 永見委員長 ほかになければ採決に入る。本陳情について採択するものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により本陳情は採択するものと決した。

○陳情第42号 飲酒同乗運転があったかないかという陳情について

- 永見委員長 継続審査を望まれる方は挙手をお願いします。
- 大谷委員 《 挙手なし 》
続いて、反対の方や付すべき意見等がある方は挙手の上お願いします。
以前も同様な陳情をいただいたように記憶している。既に市職員ではなく、先ほど人事課長の説明にもあったように権限が及ばない段階のため、気持ちを酌むのは難しいため反対する。
- 芦谷委員 数次にわたり議論したが、この案件は完結したと思っている。記述の内容については確認もできず、陳情の体をなしていないため反対する。
- 三浦副委員長 先ほど人事課長からも説明があったように、以前に同様の陳情が出て

いたときにも申し上げたが、これ以上議会から審議を追求することも難しいので反対する。

肥後委員

賛成だが、太字で書いてあるように、あったかなかったかだけでも明らかにさせられないか。事実なのかうわさなのかだけでもはっきりさせたい。それ以上は特に求めない。それがわかればよい。

永見委員長

採決に入る。本陳情について採択するものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手 》

挙手同数のため私が採決に加わる。私は反対である。理由とすれば、これ以上続けるものではないという思いで反対する。

よって、挙手少数により、本陳情は採択しないものと決した。以上で議題1を終了する。ここで暫時休憩とする。

[12時 25分 休憩]

[13時 28分 再開]

2. 議案第41号 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例について

永見委員長

執行部から補足説明があるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

大谷委員

金額が変わっていく過程の中で、その根拠となった要素があれば説明してもらいたい。

選管事務局長

このたびの改正は、基本的には国の公職選挙法施行令が改正され、それに準拠したものである。物価の高騰等を踏まえた修正である。

佐々木委員

改正理由が物価の高騰ということだが、これまでに改正された事例があれば教えてほしい。

選管事務局長

今回改正する項目が数点ある。選挙自動車の借入額を今回1万6,100円に変えるが、前回平成28年の改正では1万5,800円、その前は平成10年で1万5,300円となっている。1の(2)、燃料に関する限度額については、今回7,700円に改正している。平成28年に7,560円に改正しており、その前は平成10年に7,350円が上限だった。ポスターの単価は今回541円31銭だが、その前は平成28年に525円6銭、平成14年に510円48銭だった。企画費はこのたび12万175円に変えたいと提案しているが、その前は平成28年に11万7,991円、その前は平成10年で11万4,713円に変えている。ビラ単価はこのたび1枚単価7円77銭を改正案としているが、前回は平成28年に7円51銭、この条例は平成20年から公布しているため、そのときは7円30銭からの改正というのが経過である。

永見委員長

ほかに質疑があるか。

(「なし」という声あり)

3. 議案第46号 財産の取得について（高規格救急自動車）

永見委員長

執行部から補足説明があるか。

(「なし」という声あり)

佐々木委員 契約管理課長 佐々木委員 契約管理課長 佐々木委員	委員から質疑はあるか。 指名競争入札について、何者指名したのか。 浜田市の有資格者名簿登録者から3者指名して執行した。 その3者は県内事業者か。 所在地はいずれも県内である。 今回の取得予定価格が書いてある。15年経過しているため今回買いかえるとのことだが、15年前の購入価格が大体どのくらいだったか教えてほしい。
消防長	この車は平成19年に購入している。そのときの購入価格は2,905万3,500円である。
佐々木委員	今回350万円くらい増えているのは、物の値上がりや装備の違いなどで価格に差があるのか。
警防課長 肥後委員	物価の上昇と資機材の違いが価格の差になっている。 一般の自動車と違って特装車という扱いになると思うが、これを入札した場合に、応札できる業者の数は把握しているか。
契約管理課長	ご指摘のとおり特殊な車両である。医療機器扱いにもなるため高度管理医療機器等販売業許可も必要となる案件である。浜田市の有資格者名簿に、救急車を希望しているのが全体でも5者しかいない。その中で医療機器販売の資格を提示しているのが3者だったので、その段階でまず3者に限られる。過去この3者はいずれも浜田市の入札に参加しているので、今回もこの3者で応札は可能と判断して指名した。
大谷委員	オーダーメイドの発注になると思う。内訳として、医療機器材としての価格がどのくらいか、改装にどれくらいかかっているか、参考に聞かせてほしい。
警防課長	車両が1,750万円くらい、資機材が1,600万円くらいになり、合計して3,300万円となる。
大谷委員 警防課長 三浦副委員長	車輛費には改装費も含まれているか。 おっしゃるとおり、車の中にはぎ装も入っている。 数年前に、新しい救急車が導入された時に駐車場で見たことがあったが、今回導入される救急車は装備的に、スペックはどのようなものか。
警防課長 永見委員長	令和2年に導入した車両とスペックは同じである。 ほかに質疑はあるか。 (「なし」という声あり)

4. 議案第47号 財産の取得について（小型動力ポンプ付軽積載車）

永見委員長	執行部から補足説明があるか。 (「なし」という声あり) 委員から質疑はあるか。 (「なし」という声あり)
-------	---

5. 執行部報告事項

(1) 令和4年度浜田市総合防災訓練の結果報告について

永見委員長 防災安全課長	執行部から補足説明があるか。 結果については記載のとおりである。今後は自主防災組織や関係部署と一緒に検討したいと考えている。来年度に向けてどのようなことをす
-----------------	---

れば活動のレベルアップにつながるのかを検証するとともに、今回参加があったとはいえ50%程度なので、参加者を一層増やすような取り組みを工夫していきたい。

永見委員長
佐々木委員

委員から質疑はあるか。

参加者数を見ると三隅地域が町内も人数もかなり多いが、これは意識の違いというか、何か理由があるのか。

防災安全課長

三隅地域は以前から住民が参加して訓練を行っていた。その結果、参加者が今でも多いので、こういった地域を見習って市全体で参加者を増やしていけるように取り組みたい。

芦谷委員

全く訓練に参加しなかった自治会の数がわかるか。

防災安全課長

町内会で言えば半分は参加されていないと思うので、参加していただけるような取り組みが市として必要だと考えている。

三浦副委員長

参加された方に対するアンケートや意識調査は行われたか。

防災安全課長

意識の調査や、どういった方が参加されたかは、各参加団体にアンケートを取っている。

三浦副委員長

その結果は今後どのようにまとめて、いつごろ報告されるのか。

防災安全課長

アンケートの結果については今年10月、11月をめぐりに自主防災会や市役所の関係部署と協議し、集計結果を情報共有していきたい。

永見委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(2) ケーブルテレビ回線の光化に伴う宅内工事の実施について

永見委員長

執行部から補足説明があるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 浜田市公式ウェブサイトのリニューアルについて

永見委員長

執行部から補足説明があるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(4) 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画について

永見委員長

執行部から補足説明があるか。

まちづくり社会教育課長

先ほどの所管事務調査でもあったサブセンターの建設候補地については、キヌヤ長沢店の敷地内で建設が可能かどうか、現在、株式会社キヌヤと協議を行っている。

永見委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(5) 第3次浜田市子供読書活動推進計画の策定について

永見委員長

執行部から補足説明があるか。

(「なし」という声あり)

永見委員長
三浦副委員長

委員から質疑はあるか。
この計画に定められている方向性に紐づいた事業を実施することによって、どのくらい効果があったのか。事業評価はどのようにつながっているか。

教育総務課長

計画の28ページに数値目標等があるが、これに対して毎年度の実績等の検証は、図書館協議会という条例設置の委員会で毎年度の活動について報告し、評価と意見をいただく形で進めていきたい。

三浦副委員長

今回の計画案に示されている数値目標については、協議会で目標設定が妥当であることを確認されて、このような項目になっているのか。

教育総務課長

今回の推進計画については、別途策定した検討委員会でたたいているが、協議会にもその内容を説明して意見をいただくことにしている。そちらで数値目標についても確認いただこうと考えている。

大谷委員

7月15日からパブリックコメントを募集するとある。陳情でもパブリックコメントの件が出ていたが、パブリックコメントの取り方について字数制限は考えていないか。

教育総務課長

現状では、浜田市のルールとして意見の字数制限はない。ルールが変わって字数制限ということになれば、適用後はそうなるかもしれないが、それも状況によると考えている。

大谷委員

要約した内容でいただくことも一つの方法かと思う。現状のルールではそうはならないようだが、今後検討してもよいと思うが、どうか。

総務課長

字数制限すると、字数以内できちんと訴えができるかどうかにもつながってくる問題だと思うので、慎重に対応したい。

大谷委員

当然慎重にすべきだが、一つの方策ではないかと思う。

永見委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(6) 令和3年度市内中学校卒業生（令和4年3月卒業）の進学状況について

永見委員長

こちらは議題6(3)の所管事務調査に関連しているため、執行部から併せて説明をお願いします。

学校教育課長

卒業生413名の状況を一覧表にしているが、今回の所管事務調査で、特に市外の高校への進学状況をということで追加の資料を提出している。市外に進学した生徒は全体で137名で、多くが入りたい部活や学科、将来の専攻等、専門性を学びたいという理由からそれぞれ進路を決められている。どういう試験方法で入ったかという傾向を全体的にまとめているが、市外高校の場合は一般選抜が約6割、推薦選抜が約4割という傾向になっている。補足だが、市内の公立学校が3校あるが、浜田高校は一般選抜試験しか実施していない。各高校も定員によって推薦者の入試枠の割合を定めているので、浜田商業だと40%、水産高校だと25%という形で枠を持っているので、その中で推薦選抜を各学校長が推薦する形で実施している。求められた進学理由については、学校も個別にまとめているものがない。昨年9月に保護者と中学校2年生それぞれにアンケートを取ったもので進学理由を聞いているので、その部分を抜粋して上げている。

永見委員長

委員から質疑はあるか。

大谷委員

資料で過年度の推移を示していただいているが、昨年6月に提示された

学校教育課長 大谷委員 永見委員長	資料が出てくるものと思っていた。変えたのは何か事情があるのか。 昨年度は全体の集計と、中学校ごとの個表を示させていただいた。今回は県の調査をもとに集計しており、特に特別支援学校や通信制学校について、特別支援学校も浜田養護学校以外に石見養護学校等があり、一くくりになっている部分があり、わかりやすいようにしたつもりだが、ご指摘があったので、昨年出したように中学校ごとに、再度資料を提出するなりしてお示ししたい。 我々も各学校のいろいろな実情を理解したいと思うので、昨年度と同じような内容の資料も後日提示いただきたい。 ほかにあるか。 (「なし」という声あり)
---	--

(7) その他

・係争中の訴訟事件について

永見委員長 金城防災自治課長 永見委員長 総務課長 永見委員長	口頭で報告するとのことなので、お願いします。 令和4年1月26日の総務文教委員会で報告した訴訟について、今年4月に控訴を棄却する判決が出たが相手方が上告された。この裁判にかかる弁護士費用は予備費充用により対応させていただくことになるので、その旨報告する。 簡単に経緯を申し上げると、昨年5月に浜田市と浜田市金城支所、島根県の3者に対して訴状が提出されている。相手方は過去4回訴訟を提起されている方で、今回も含め、過去の訴えにある請求の趣旨は、合併前に行った土地交換等の無効を主張するものである。過去の訴訟は原告側の請求棄却または却下の判決が出されており、今回も4月に却下の判決が出たが相手方が上告された。 この件について委員から質疑はあるか。 (「なし」という声あり) その他に何かあるか。 (「なし」という声あり) 報告事項6件について、全員協議会に提出し説明すべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。 全員協議会で説明する予定のものはない。 執行部の意向どおりでよろしいか。 (「異議なし」という声あり) ではそのようお願いします。
---	--

6. 所管事務調査について

(1) 石見まちづくりセンター（仮称）長沢サブセンター建設整備計画に係る「陶芸の里」の検討状況について

永見委員長	この件は陳情審査の際に執行部から説明があったため、次に移る。
-------	--------------------------------

(2) 三浦龍司選手と浜田市との関わりについて

永見委員長 文化スポーツ課長	執行部の説明をお願いします。 (以下、資料をもとに説明)
-------------------	-----------------------------------

永見委員長
西田委員

委員から質疑はあるか。

三浦選手は浜田市にとって今一番明るい話題で、去年のオリンピックであれだけの活躍をされたが、今年になっても大会で専門外の種目でも日本のトップ選手をことごとく破り、1,500メートルなどは日本歴代2位の記録と、想像以上にすごい。オレゴンで世界陸上があるが、次のオリンピックに向けて浜田市からの応援の気持ちが伝わればよいと思っている。3月に陸上教室に招いたのは、市から依頼したのか、その経費や、どこがどういう目的でどうされたのか教えてほしい。

文化スポーツ課長

三浦選手はもともと陸上教室で指導を受けていたが、陸上関係の方を通じて、これまで何度か、こちらに帰省されるチャンスがないか相談していた。コロナの関係で難しくなったり、オリンピック候補者となったことでさらに難しくなったりしてなかなか実現しなかったが、このたびの陸上教室については具体的に市から要請したのではなく、陸上関係者の方々と順天堂大学の監督からの助言もあり、実現に至った。このときに私も会場に行っていたが、その前後しばらくの期間、TBSのカメラが密着して取材されていた。今日報告しようと思っていたが、今週日曜の6月26日にテレビで特別番組が放送される。12時から30分、BS-TBSで「裸のアスリートⅡ」という番組で三浦選手の特集をされるのでご覧いただきたい。

西田委員

BS-TBSをぜひ拝見したい。次のオリンピックに向けて皆で応援できたらと思う。

永見委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 市外高校への進学状況について

永見委員長

この件は執行部報告事項で説明があったので次に進む。

(4) 金城中学校のスキー事故に係る経過について

永見委員長

執行部から説明をお願いします。

学校教育課長

3月の委員会で状況について報告し、いろいろとご意見をいただいた。4月と6月に調停を実施したが、大きく進展があったわけではない。今後随時状況は報告する。調停については丁寧に対応していきたい。

永見委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(5) HAMADA教育魅力化コンソーシアム事業の現状について

永見委員長

執行部から説明をお願いします。

学校教育課長

(以下、資料をもとに説明)

永見委員長

委員から質疑はあるか。

三浦副委員長

コンソーシアムの会合が5月30日に開かれたとのことだが、年間計画でこの会合はどういった頻度で開かれて、活動や情報共有するのか。

学校教育課長

5月30日に行ったのは役員会で、校長先生を中心に方針を決定した。役員会は年度当初と中間報告、必要に応じて年度末には予算も絡むため行う。

実際に事業を進めるに当たって各学校の誰が担当するのだが、専門部会ということで教頭もしくは担当教諭、または会計を扱うので事務の方が集う場合もあるが、そういう形で各校の共通事業を一緒に考えて、情報共有もしながら事業を進める。この開催については随時やっている。

三浦副委員長

教育委員会と浜田高等学校にコーディネーターが2名体制で配置されているとあるが、このコンソーシアムは先ほどの説明にもあったように商業高校や水産高校も含めていると認識している。コーディネーターが教育委員会と浜田高校の2か所に配置されている理由と、偏りがいいのか現状について所見を伺う。

学校教育課長

配置については当初予算のときにもご指摘いただいたが、浜田高校に在籍しているのは生徒数とかかわる部分が多いため、浜田高校専任という形で1名配置している。もう1名は、中心は浜田商業と水産高校という形で担当分けをしている。ただ、大きな共通事業があるので、その部分は協力して一緒に取り組む。

三浦副委員長

2名とも席は浜田高校にあるのか。

学校教育課長

浜田市教育委員会の地域連携係に両名の席がある。実際の活動においては浜田高校、商業高校、水産高校それぞれに職員室や活動室に机を用意してもらい、活動できる場を提供している。実際どこに重点的にいるかということと学校現場なので、浜田高校と表記しているが学校に行ったり教育委員会に行ったりしている。浜田高校については専任が1名ということで、常時2名いるわけではない。

三浦副委員長

3校それぞれに特徴があり、①から⑥について、これが大きな取り組みテーマだと思うが、3校それぞれ全ての項目において取り組むのか。⑥については括弧で浜田水産高校と書いてあるので対象は水産高校だと思うが、①から⑤は3校に同様に行うことなのか。

学校教育課長

共同事業というくくりがあるが、コンソーシアムの事業費で学校が使う部分は県の交付金をいただいている。その交付金の事業のくくりの中でこういった区分に分けている。地域未来留学は水産高校独自のもので、水産高校だけになるが、あとは基本的に同じように実施する。ただ実施内容はそれぞれ特色があるので、各学校が事業内容を詰めて実施している。

三浦副委員長

生徒獲得のための活動などもされていると思うが、コロナでイベントができないといった影響なども出ていると思う。コーディネーターやこうしたところに該当する活動が思うようにできているか。

学校教育課長

生徒募集は、学校が年度当初にパンフレットをつくりPR活動をされる。募集に関してはコーディネーターには発言力がない。本来なら夏休みなどに合同で説明会等を実施したいのだが、なかなか春に校長が変わって新しい体制でパンフレットをつくってとなると、各学校がそれぞれ学校を訪問して説明会をされたりということでは対応できていない。ただ、既にオープンキャンパスなどの実施日は決まっているので、各学校から各中学校に募集に関してPRしている。実施に当たってできることは協力していきたいが、具体的にこれだというものは言えない。

三浦副委員長

県の魅力化の活動の中で、卒業生がどういったキャリアや進路をたどっているか、UIターンなども含めて効果測定みたいなものが行われて

<p>学校教育課長</p>	<p>いると思うが、浜田におけるコンソーシアムを通じた魅力化の活動がどのように影響を及ぼすのか。そういうところを迫りかけるか迫りかけないか、そういった議論がされているか。</p>
<p>な部分もあるので、</p>	<p>コンソーシアムの中で役員会、会議の場で行っているかという点と正直そこまでは至っていない。ただ、事務局で共通事業であったようにオンライン交流会を企画している。なぜこういったことをするのかという点、人づくりをテーマにこの事業を掲げているので、戻ってほしいという気持ちは当然あるが、こういった学びを地域でやった結果どういった活躍の場があるのか見ていきたい部分ではある。こういった活動について職員はふなれ</p>
<p>大谷委員</p>	<p>市の予算でお願いしているアドバイザーがいるので、こういった方の助言をいただきながら将来どうなったかも制度設計しながら事業実施していきたい。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>このような形態の活動が始まって2年目かと思う。いよいよ形ができて動く体制ができた。成果はこれからかと思うので、今後に期待したい。このような状況を市民に知っていただくのが大事だと思うが、情報発信についてはどのように計画しているか。</p>
<p>大谷委員</p>	<p>おっしゃることは非常に大切である。資料の五つの取り組み方針の①で、情報発信の項目を設けている。既にやっているがSNS等で日々の活動の情報発信、一番やりたかったのは、昨年オンデマンド方式で、収録も商業生がやったりしたが、浜田魅力化フェスティバルということで、本当は文化ホールを借り上げていろいろな方に見てもらって、高校生が発表する場として実施したいと思っている。今年度も活動をPRして、実際に生で見ってもらうことも大切だし、場合によっては中学生に参加してもらって、高校生がこうした活動をしていることを見てもらいたいと計画している。こういったことができるように今年度は実施したい。こちらから積極的に記者クラブも活用していろいろなイベントや活動が行われていることを、結果だけではなく過程も含めてPRしていきたい。</p>
<p>永見委員長</p>	<p>3校それぞれ頑張っている状況はしっかり伝えて、活動の理解につなげていただきたい。広報広聴の関係で浜田高校のHIRAKUという授業に赴いた際に聞いた情報として、野球部出身の方が3年連続で医学部に通ったという話があった。まさに文武両道を実現させていて、私も聞いて驚いた。そういうことはもっとPRしなければいけないのではという話もした。浜田高校は、総体で確か4位だった。これも、出雲の比較的大きな学校と競いながらの結果なのですばらしい。浜田商業、浜田水産も活動を頑張っておられると思うので、こうした市民が聞いて誇らしい情報はコンソーシアムの活動の中でもPRしていただき、頑張っているところはもっとPRいただくような工夫を期待したい。</p>
	<p>ほかにあるか。 (「なし」という声あり)</p>

(6) 学校における部活動の今後の方針について

永見委員長 執行部の説明をお願いします。
 学校教育課長 (以下、資料をもとに説明)

三浦副委員長

中学校の部活動一覧について、各学校での部活動の種目の設置基準はどうなっているか。

学校教育課長

設置基準は具体的に把握していない。まず準部については社会教育で実施されているもので、そこで活動している子供が中学校体育連盟、学校の競技として参加する場合は顧問がついて中学校の所属として出るのが準部となっている。ほかの運動部、文化部については正直、設置を把握していない。

教育長

部活動については学校が決めることなので、それまでの長い学校の歴史の中で常に部として存在していたものもあるし、その部に生徒が入らない状況になったときに、廃部にするのか休部にして様子を見るのかは学校が判断している。したがって、これにはない新しい部となると先生方からの発案はなかなかないと思うが、生徒から声が上がったときは学校と相談して最終的に校長が判断する。

三浦副委員長

部活動の設置については学校の判断やこれまでの経緯でこうなっているとのことだが、そうであれば設置当時と今の生徒たちの意向は必ずしも一致しないと思う。その判断を学校がするにしても、今後部活動、特に運動に関しては、まずここから着手して令和5年度から7年度で検討されるとのことだが、地域への移行が入ってくると学校の判断だけでなく受け皿の問題を行政としても考えないといけないので、教育委員会も議論に入っていく必要もあろうし、そういう検討をしていくという答弁をいただいたという認識でいる。部活動のそもそもの設置基準についても、どういった部活動がそこに必要なのかということから検証するべきだと思っている。それをどう採用されるかは委員会での判断や、いろいろな競技団体との議論の中でテーブルに上げていただけるかどうかというのはあると思うが、例えば第一中学校が今一番部活動が多いが、この中で本当にこの部がやりたいと思って参加している子がどれくらいいるのかということは、そもそものところから議論する必要があるのではと改めて思った。

教育長

進学についても、やりたい部活があるから校区外に進学しているという影響が出ているとのことだが、今教育委員会で把握している課題については、令和5年度以降の集中的に部活動のあり方を検討する一連の中で同時に検討していくのか。それとも、今認識されているであろういろいろな課題については、それはそれで対応されていくのか。全体の中でやっていくのか。

基本的にはここに書いてあるような部を、たとえやりたい生徒が少ないときでもそれを実現しないといけないかということ、各学校で持つのは難しいと思うので、受け皿としてどこかの学校を基本に置いてやるとか、あるいはどこかの団体がこれから受け皿になっていくとか、整理していく必要がある。ただ今回は休日の移行なので、休日については例えば保護者が送迎されることも想定しなければいけないし、できるところから段階的に移行をかけていく動きになると思う。

三浦副委員長

今回出していただいた資料の中で、2ページ目の、地域における新たなスポーツ環境のあり方とその構築方法等ということで、活動場所に学校の体育施設などと書いてある。これは今後地域に移行していくであろう

流れの中で、地域が受け皿となったときに、そのスポーツ活動が営利活動と見なされるのか非営利活動と見なされるのかも整理する必要があると思うが、仮に営利活動になったり、行政が行わない活動と見なされたときに、そうした団体が主催する部活動にかわる活動が学校でやりにくくなったりすると民間の協力を得るのは難しいと思う。すると学校の施設がどのように活用されるのか、こういった形で開放されるのかというルールの見直しがある部分では必要だと思う。これも議論にぜひ上げていただきたい。今後、石見小学校の建てかえなども中期財政計画に載っているが、児童のための学校施設ではなく、地域のための、市民のための学校であるという視点も入れて、複合化などの視点でハードの整備をしていくことが今後の地域スポーツへの移行や学校と地域の連携を促すことにつながっていくと思う。そういった視点もぜひ今後の協議の中で触れていただき、検討の一つとしてテーブルに上げていただきたい。もし意見があれば伺いたい。

教育長

学校施設は今でも地域に開放して使ってもらっているが、条件として子供たちの教育上影響を受けない範囲でということである。これは絶対に守らないといけない。それから地域の方に使っていただける施設として整備できるかについては、学校教育施設としつつ、例えば体育館を社会教育施設として整備するような事例は全国にあるので、その辺は可能性はあると思う。ただ、学校の施設は大きさ等の基準があるので、そこまでの間であれば検討もしやすいが、そうでないとなると例えば民間の投資なども入れていくことを考えないといけないし、そもそも学校施設整備に対する国の補助金との兼ね合いなども考えないといけないので課題はあると思うが、むしろ子供たちの教育に影響がない範囲でその施設を市民がより使いやすいようにどう整備していくかは十分検討の余地はある。

三浦副委員長

一般の議論も含めて国の大きな方針が出される中でも現状どのくらいそうした流れに対応できるのか、現場の問題はたくさんあり、整理しなければならない。そうしたときに国の方針を待ちながらそれを踏まえてというのは理解するが、実際に浜田の中でこういった部活動、放課後環境をつくるべきなのかを先んじて考えながら、制度的に設計してもらえれば地域でこういうことができるのだと浜田の現状を踏まえて地方から国へぜひ伝えていただきたい。

永見委員長

ほかに質疑はあるか。

芦谷委員

一般質問を聞いていたが、地域の主体は体育協会だと聞いた。体育協会は、私の理解では教育委員会がやっておられると思う。県下のほかの体育協会の事務局体制は教育委員会にあるものなのか。

文化スポーツ課長

県内8市でいうと、事務局が市町村にあるのは現在浜田市だけである。

芦谷委員

この表を見ると、例えば小中学校の体育連盟もそういった任にあるだろうし、体育協会も教育委員会が丸抱えでやるよりもむしろ協会の体制をつくり、そちらに新しく学校の運動部の部活動の地域移行の任を担うと思うが、今の教育委員会が持っている体育協会の事務局を今後どうするか、今のスポーツの地域移行と含めて考えを伺う。

文化スポーツ課長

ご指摘の点は体育協会でも課題として考えている。部活動の地域移行

についても体育協会組織としては、社会教育を担っている立ち場としてゆくゆくは当事者である自分たちが体制をつくっていかねばいけないと考えておられる。

今は事務局を浜田市が担っている点についても、県下の状況は把握しているので、できるだけ民間で担える団体に移行していくべきではないかということも併せて考えていくことになる。いきなり民間団体に渡すのもかなりハードルが高いので、どういう団体が引き受け可能なのか、地域移行については教育委員会としてもかかわって橋渡ししていく責任があると思っているので、この二つを併せて今後の体育協会事務局の将来の姿を考えていきたい。

芦谷委員

地域移行と体育協会の民間への移行と両方の仕事が増えるが、8市で浜田市だけというのは、民間、市民の参画を得てスポーツ振興をしようというところの行政の弱さがあるようにも感じる。体育協会を市役所が抱えていて、前に進めばよいが、いざ地域移行の段階になると地域移行も体育協会の民営化もしなければならないのは大変だと思うが、思いがあれば伺う。

文化スポーツ課長

大変だと思う。私は昨年からの任についているが、もともと体育協会の民間組織への移行は検討されていた。そこに部活動の地域移行が出てきて時期が重なっている。どちらにしても、部活動については5年からと決まっている。その中で学校と体育協会とそれ以外のスポーツ団体も併せて受け入れ体制を考えていく必要がある。まずはそちらを確実にやる必要がある。

体育協会の事務局の移行はそれと併せて考えていく。決して地域移行に優先するとか、後回しにすることは特別には考えていない。

芦谷委員

期待する。

西田委員

旭町に、体操でオリンピックの直前まで行かれた方がいたが、今は浜田高校の体育指導者でおられるのか、やはり浜田高校は強いと思う。指導者とやる気のある子どもたち、それなりの施設、それに保護者や行政の後押し、その辺が絡まって伸びる芽がしっかり伸びる気がする。特に運動部での体験はこの年代にとって、伸びる芽をしっかりと伸ばす環境は大事だと思うし、特に指導者が大事だと思う。

カープの元選手が県内の高校の監督で招聘されたという話も聞く。よい指導者はどこも取り合いになる。市としてどこまで子供たちの運動の芽を伸ばす環境ができるかが大事だと思うので、よい指導者を連れて来られる体制づくりが必要だと思う。

思い返すと三隅中学校に柔道部ができた経緯は、地域の人思いが絡まって、保護者、地域の人、行政、学校の先生方、指導者、全ての人の思いがどこまであるかによって芽がどこまで伸びるかだと思う。行政にもしっかりと芽が伸びる環境をつくっていただきたい。

教育長

今の部活動の実態でいうと、その競技に携わったことがない教職員が生徒たちを教えている。それは学んでいる生徒にとってはあまりよいことではない。きちんと競技に精通したりコーチしてくれる方のもとで時間を持っていくことが大事で、すると国が今回進めようとしている地域移行はよい方向に進むのだろうと思う。

ただ、受け皿になる団体があっても指導者が変わらないまま高齢になった場合、次をどうするかという問題が出てくる。今回、このままではもう部活動が成り立たないから、持続可能な部活道のための大きな改革なので、そうした受け皿の指導者が次の代にバトンタッチしていける仕組みも一緒に考えていかないといけないし、体育協会でもそのあたりを大きな課題として受けとめている。協力し合いながら進めていきたい。

この件については終了する。

永見委員長

7. その他

永見委員長

執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

ここで執行部は退席されて結構である。

《 執行部退席 》

ここで暫時休憩する。

[14時 52分 休憩]

[14時 59分 再開]

永見委員長

会議を再開する。議案3件の採決に移るが、採決前に自由討議を行う案件があるか。あれば自由討議の趣旨及び目的の提案をお願いします。

(「なし」という声あり)

ないようなので、これより執行部提出の議案3件について採決を行う。

○議案第41号 浜田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第46号 財産の取得について(高規格救急自動車)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第47号 財産の取得について(小型動力ポンプ付軽積載車)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で総務文教委員会に付託された議案の審査を終了する。委員長報告は正副委員長に一任ということによろしいか。

(「はい」という声あり)

では6月30日の表決までに作成し、タブレットに入れておくので確認し

てほしい。

ここで委員にお伺いする。当委員会で採択した陳情の中で、所管事務調査を行うなど、今後の執行部の対応を注視したいものがあれば申し出ていただきたい。何かあるか。

(「なし」という声あり)

8. はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について

【Vol. 65 5月号】(委員間で協議)

永見委員長

前回委員からいただいた意見を踏まえ、正副委員長で回答案を作成したのでご覧いただき、意見があればお願いします。

佐々木委員

2番目の「浜田歴史資料館」は、「浜田郷土資料館」が正式名称だと思う。

永見委員長
芦谷委員

そのように修正する。ほかにあるか。

議会全体の総意になるかもしれないが、総務文教委員会でも総意が必要だと思うが、これを見ると意見のほうは反対と言えとおっしゃっていて、我々議会が各議員がそれぞれ意見を持っているのでとなると、うがって見ると反対のほうに何となく議会が沿うような感じがする。私の理解では、今は立ちどまって検討されるというのが、今までの経過からいえば、どちらかといえば郷土資料館の建てかえ事業を進めることをまず持ちながら検討と思っているのだが、皆さんの思いを伺う。

肥後委員

私個人としては、進めることを前提に話を持っていったりはない、まだ土俵に上がってないものと思っている。

西田委員

この表現で私は別によいと思う。検討はなされているがまだ決定事項でもないし、まだその分も含めて今は各議員が意見を持っているので、今後も議論していくということで、いろいろな検討をするもろもろはあるが、まだそういう段階なので、引き続きいろいろな意味を含めて議論していくということで、表現として大きな問題はないと思う。

芦谷委員

下のほうの文言だが、「必要性」というのは取ったほうがよいと私は思う。市民が要らないとおっしゃるのに議会側が要らないかもしれないが必要性についてと言うと、市民の意見に迎合したような感じがした。希望とすれば、事業について引き続き議論する、でよいと思う。

永見委員長
大谷委員

「必要性」という言葉を除くという意見が出たが皆はどうか。

私が議員になる前に決まっている状況だと思うが、検討委員会でどのような資料館にするかという案はでき上がっているのだろう。検討委員会で審議されているので、検討委員会で審議するという意味での調査費は議会で承認しているということでよいか。

永見委員長
大谷委員

はい。

その案について予算化して、どこに建てるかの提案については立ちどまっているという状況か。

永見委員長
芦谷委員

はい。そういう状態である。

事実関係を調べないといけない。1回やって、次にどこにするかという具体案づくりについて調査費を計上して、調査した結果はこども美術館に増設するという案ができ、それを市長は受けて、議会も受けて、ただいろいろあったので、案はあるが一旦立ちどまるということだと思う。

したがって、今の段階では調査費の事業については完結しており、あとはその案をするかしないかという段階だと思う。

大谷委員
永見委員長
佐々木委員

私の認識が正しいかどうか確認したいと思って発言した。

言われたとおりだと思う。

事業の必要性についてだが、必要性だけでなくいろいろなところをこれから議論すると思うので、事業の必要性も含め引き続き議論していく、というのはどうか。必要性だけにこだわらないような表現がよいと思う。

永見委員長
芦谷委員

佐々木委員から案が出たが、皆はいかがか。

よい案が出たのもう一つ工夫すれば、必要性はやめて、事業のあり方について引き続き、のほうが良いと思う。

三浦副委員長

それでは、佐々木委員や芦谷委員の意見も踏まえ、「状況を把握しながら引き続き議論していきます」でどうか。

(「異議なし」という声あり)

永見委員長

副委員長が意見を出されたように報告してよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

そのほかの項目についてはよろしいか。

(「はい」という声あり)

では2項目について修正し、ほかはこのままの形で報告する。委員からほかに何かあるか。

(「なし」という声あり)

最後になるが、陳情各自の表決結果はタブレットに本日中に必ず入力してほしい。議案の賛否については最終日で結構である。賛否の反対意見はそのまま陳情者に通知し、ホームページに掲載するため簡潔丁寧に記載していただきたい。

以上で総務文教委員会を終了する。

[15 時 15 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務文教委員長 永見 利久